

国際会計基準審議会討議資料 「負債測定における信用リスク」に寄せられた 各国会計基準設定組織の回答分析

安 井 一 浩

1 本論文の目的

国際会計基準審議会（International Accounting Standard Board 以下：IASB）は、2009年6月「討議資料：負債測定における信用リスク（Discussion Paper: Credit Risk in Liability Measurement）」（以下：討議資料（2009））およびこれに付随する「スタッフ・ペーパー：負債測定における信用リスク（Staff Paper: Credit Risk in Liability Measurement）」（以下：スタッフ・ペーパー（2009）¹⁾）を公表している。

筆者は拙稿（安井2014a）において討議資料（2009）に寄せられたコメントレーター122通について定量的分析を行った。詳細は拙稿（安井2014a）にゆずるが、コメントレーターの回答内容は分散していた。また属性別の分析を行い「会計基準設定組織」と「業界団体：会計士」を取り上げたが、これらの属性内でも回答は分散していた。

また筆者は拙稿（安井2012b）において、これまでIASBおよび前身の国際会計基準委員会（The International Accounting Standards Committee: 以下 IASC）が金融負債の評価について、公表した討議資料、公開草案などの資料に示された根拠について分類を行った。そこでは根拠をまず（1）論理的根拠と（2）実証的根拠とに分類している。ここで前者は、その体系にある既存の会計基準あるいはフレームワークの文章の前後関係のみに基づく根拠をいい、後者は一定の事実に基づく根拠であるとした。さらに論理的根拠を（1）-1 普遍的論理的根拠と（1）-2 不完全論理的根拠とに分類しているが、後者は普遍的な証明が欠けている場合であるとしている。また実証的根拠は（2）-1 定量的実証的根拠と（2）-2 不完全実証的根拠に分類しているが、後者は具体的な数値などを欠く場合であるとした。なお根拠のないものは（3）無根拠とした（安井2012. pp 8-10）。

本論文では、討議資料（2009）の各国の会計基準設定組織から寄せられた回答の内容²⁾について分類を行い、またその根拠について上記の（安井2012b）で示した分類に基づき分

析を行うものである。目的は根拠が論理的であるか、または実証的な根拠が示されているかを検討することである。したがって各回答に示された意見を比較し、その優劣を検証するものでない。また特定の意見の優位性あるいは妥当性を主張するものではない。

2 分析対象および分析方法

2.1 分析対象

本論文では IASB のホームページに公開されている討議資料 (2009) に対する回答のうち、(表 2-1) に示した14ヶ国の会計基準設定組織から寄せられた回答を分析対象とした。No. は IASB のウェブページで付されたものである。また日本語訳組織名称は筆者の訳によるものである。なお名称に国名等が付されない組織については、組織名称の日本語訳の後に括弧で国名を示した。³⁾

(表 2-1)

No.	組織名称 (略称)	日本語訳組織名称 (国名)
CL4	Accounting Standards Board (ASB)	会計基準審議会 (イギリス)
CL32	Austrian Financial Reporting and Auditing Committee (AFRAC)	オーストリア財務報告監査委員会
CL34	Consejo Mexicano para la Investigación y Desarrollo de Normas de Información Financiera (CINIF)	メキシコ財務報告基準調査審議会
CL40	Australian Accounting Standards Board (AASB)	オーストラリア会計基準審議会
CL43	Korea Accounting Standards Board (KASB)	韓国会計基準審議会
CL44	Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)	企業会計基準委員会 (日本)
CL47	Malaysian Accounting Standards Board (MASB)	マレーシア会計基準審議会
CL61	Accounting Standards Council (ASC)	会計基準審議会 (シンガポール)
CL87	German Accounting Standards Board (GASB)	ドイツ企業会計審議会
CL91	Organismo Italiano di Contabilita (OIC)	イタリア会計機構
CL109	Conseil national de la comptabilite (CNC)	国家会計審議会 (フランス)
CL111	Canadian Accounting Standards Board - Staff (AcSB staff)	カナダ会計基準審議会スタッフ
CL115	Dutch Accounting Standards Board (DASB)	オランダ会計基準審議会
CL116	Swedish Financial Reporting Board	スウェーデン財務報告審議会

2.2 分析方法

本論文では、討議資料（2009）のなかで、負債測定に関する質問1および質問2に対する上記「2.1 分析対象」で挙げた各国の会計基準設定組織からの回答について分析を行っている。質問1および質問2の内容は以下のとおりである。原文は英語であるが筆者が訳したものである。

「質問1

負債が当初認識されたとき、負債に固有の信用リスクの価額を (a) 常に取り入れる、(b) 時として取り入れる、または (c) 全く取り入れない、のいずれか。またなぜか。

(a) もし回答が「時として取り入れる」であれば、どのような場合に、負債に固有の信用リスクの価額を除外するのか。

(b) もし回答が「全くとり入れない」であれば、

(i) 測定にはどの利率を利用するのか。

(ii) 計算額と現金受取額との差異（もし存在すれば）は、どのように処理されるのか。

質問2

負債の当初認識後の期末測定において、負債に固有の信用リスクの価額を (a) 常に取り入れる、(b) 時として取り入れる、または (c) 全く取り入れない、のいずれか。またなぜか。もし回答が「時として取り入れる」であれば、どのような場合に、当初認識後の期末測定が、負債に固有の信用リスクの価額を除外するのか。」（討議資料（2009）。p 5）

まず回答を分類したが、分類方法は、質問1および質問2とも上記に示された (a)、(b)、(c) の選択肢ごとに分類した。また質問1において (b) または (c) を選択した場合、質問2において (b) を選択した場合の追加の質問に対する回答については類型化した。なお質問では負債全体を対象としていると解されるため、対象を特定していると解される回答はその対象を示した。

また回答の定性的な分析方法は、上記1に示した拙稿（安井2012b）における分類に基づいた。すなわち質問1および質問2の回答に示された根拠を、(1)-1 普遍的論理的根拠、(1)-2 不完全論理的根拠 (2)-1 定量的実証的根拠および (2)-2 不完全実証的根拠のいずれの根拠に基づくものであるのかを検討した。また根拠が示されていないものは (3) 無根拠とした。

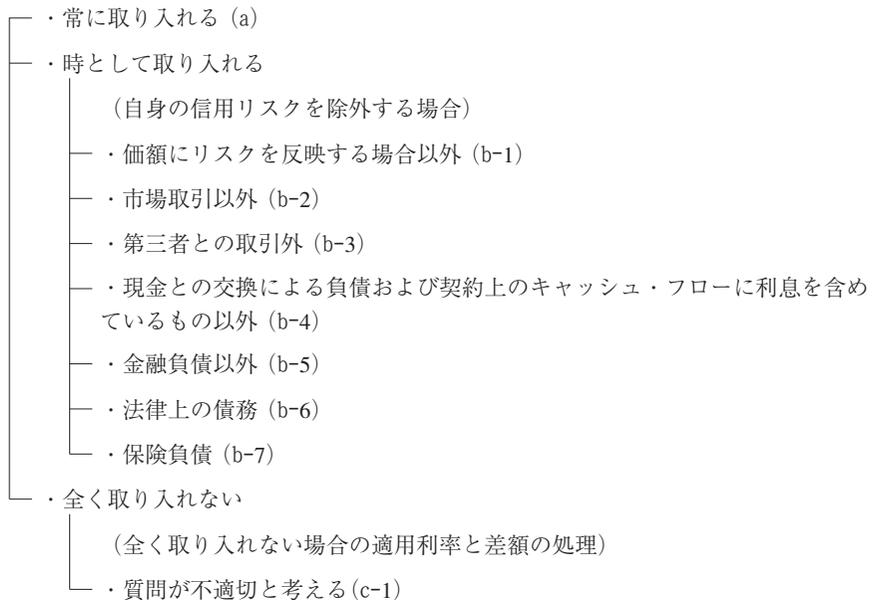
3 回答の分類および根拠の分類

3.1 回答対象の分類

上述のように討議資料(2009)は、負債全体を対象としていると解されるが、負債の範囲を特定している回答が存在した。14通の会計基準設定組織からの回答では、負債全体を対象としたものが13通、金融負債を対象としたものが1通であった。

3.2 質問1回答の分類

上記に示したように質問1では、まず(a)、(b)および(c)の選択肢を示し、(b)および(c)を選択した場合の追加の質問を示している。各回答について類型化したものは以下のとおりである。なお(b-1)、(c-1)等の数字の部分は筆者が付したものである。



3.3 質問2回答の分類

上記に示したように質問2では、まず(a)、(b)および(c)の選択肢を示し、(b)を選択した場合の追加の質問を示している。各回答について類型化したものは以下のとおりである。なお質問1と同様に(b-1)等の数字の部分は筆者が付したものである。

- ・常に取り入れる (a)
- ・時として取り入れる
 - (自身の信用リスクを除外する場合)
 - ・公正価値オプションが適用されるもの以外 (b-1)
 - ・売買目的で活発な市場があるもの以外 (b-2)
 - ・債務を履行額で測定する場合 (b-3)
 - ・デリバティブ以外 (b-4)
 - ・デリバティブおよび価値変動が実現するもの以外 (b-5)
 - ・キャッシュ・フローが固定されている負債, 公正価値変動が実現するもの以外 (b-6)
 - ・引当金 (b-7)
- ・全く取り入れない (c)

3.4 回答の分類

上記(表 2-1)に示した各国の会計基準設定組織の回答を, 上記3.2および3.3に示した分類に基づき一覧にしたものが以下の(表 3-1)である。

(表 3-1)

No.	組織名称 (日本語訳)	対象	質問 1	質問 2
CL4	会計基準審議会 (イギリス)	負債全体	b-2	a
CL32	オーストリア財務報告監査委員会	負債全体	b-6	b-1
CL34	メキシコ財務報告基準調査審議会	負債全体	c-1	a
CL40	オーストラリア会計基準審議会	負債全体	b-2	b-3
CL43	韓国会計基準審議会	負債全体	b-7	a
CL44	企業会計基準委員会 (日本)	負債全体	b-4	b-4
CL47	マレーシア会計基準審議会	負債全体	b-1	a
CL61	会計基準審議会 (シンガポール)	負債全体	b-5	b-6
CL87	ドイツ企業会計審議会	負債全体	b-1	b-5
CL91	イタリア会計機構	負債全体	b-1	a
CL109	国家会計審議会 (フランス)	負債全体	b-3	c
CL111	カナダ会計基準審議会スタッフ	負債全体	無結論	無結論
CL115	オランダ会計基準審議会	負債全体	b-1	b-7
CL116	スウェーデン財務報告審議会	金融負債	a	b-2

3.5 根拠の分類

質問1および質問2に対する回答, その根拠および筆者による根拠の分類は以下のとおりである。

・CL4 会計基準審議会 (イギリス) (ASB)

質問1に対する回答

「負債が最初に認識された時に, 観察可能な市場取引が存在する場合にのみ, 信用リスクの価値を取り入れるべきであると ASB は考える。」としている。

(根拠)

「信用リスクに関しては, 金融負債と非金融負債との間で際立った特色は存在しないと ASB は考える。(中略) 当初認識時に, 信用リスクの価値に関する負債の測定において, 一貫性の無さを ASB は受け容れる。」(CL4. p 4. par 5) とし, 続けて「結果に関して, 当初認識時における一貫性のない信用リスクの取扱いが, 財務報告を妨げるか否かを ASB は考えた。財務報告は利用者の要求に合わないときに妨げられると ASB は考える。当初認識時における信用リスクの一貫性のない扱いが, 財務報告を妨げると利用者が考えるという証拠を, ASB は認識していない。」(CL4. p 4. par 8) とし「結果として, 負債の当初認識時における一貫性の無さによって, 利用者の要求が妨げられるという証拠がない場合には, 観察可能な市場取引が存在する場合にのみ信用リスクの価値を取り入れるべきであると ASB は考える。」(CL4. p 4. par 9) と結論付けている。

(分類) 不完全論理的根拠

ここでは, 「信用リスクの一貫性のない取扱いが, 財務報告を妨げると利用者が考える証拠」(CL4. p 4. par 8) がないことを「一貫性のない取扱い」を行う根拠としているが, 証拠がない場合には判断が不可能であり, 積極的に「一貫性のない取扱い」を行う根拠とはならない。また「一貫性のない取扱い」が「観察可能な市場取引が存在する場合にのみ信用リスクの価値を取り入れる」(CL4. p 4. par 9) ことを当然には導かない。以上から不完全論理的根拠であるといえる。

質問2に対する回答

「負債の期末測定では, 信用リスクの変動を含むべきではないと ASB は考える。」(CL4. par 10) としている。また「ASB は, スタッフ・ペーパーで述べられている信用リ

スクを含むことに賛成する議論（当初認識時における一貫性，財の移転，会計上の不一致）を支持しない。さらに信用リスクを含むことが，継続企業の考え方と一貫しないという，年金 DP への回答者の見解を支持する。」（CL4. par 15）としている。

（根拠 1）

当初認識時との一貫性が不要であることについて「この議論に対する ASB の見解は質問 1 に対する回答で議論した。」（CL4. par 12）としている。

（分類）不完全論理的根拠

上記質問 1 の回答の根拠で検討したように「一貫性のない取扱いが，財務報告を妨げると利用者が考える証拠がない」ことが，一貫性のない取扱いを導かない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠 2）

財の移転について「この議論の根底にある経済理論，財務理論は受け入れるが，理論は企業概念と一貫しているとの説を，ASB は信じていない。」（CL4. p 5. par 12）としている。また「議論の中で言及される『プット・オプション』は，企業のものというよりも持分所有者のものであるであるが，（IFRS において適用されてきた）企業概念は企業の所有者間では区別しない。」（CL4. p 5. par 12）としている。

（分類）不完全論理的根拠

財の移転の理論が企業概念と一貫しているわけではないとの根拠が示されていない。また IFRS での企業概念は企業の所有者間では区別しない根拠も示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠 3）

会計上の不一致について「ASB は，企業の信用リスクが変動した場合に，資産の評価において対称的な変動が必ずしも存在するとは考えない。内部生成の無形資産は認識されおらず，信用リスクの変動は未認識資産に関連するかもしれないと ASB は考える。」（CL4. p 5. par 12）

(分類) 不完全実証的根拠

資産の評価における対象的な変動が必ずしも存在しないことを示す実証的な根拠が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠4)

また継続企業の前提との関係について「DP に対する回答者は、その見解において、負債測定に信用リスクを含めることは、継続企業の前提と一貫しないと主張していた。継続企業の前提が、負債は最終的に満額で決済されるであろうと仮定することを、企業に求めることについて、ASB は回答者に同意する。」(CL4. p 6. par 13) としている。

(分類) 不完全論理的根拠

継続企業の前提が、必ずしも負債が満額で決済されることの仮定を求めているとはいえない。社債のように買戻し可能な負債は満額で決済されるとは限らない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL32 オーストリア財務報告監査委員会

質問1に対する回答

「この質問への回答は2つある。

- 独立第三者間取引の結果としての負債である場合には、信用供与者の観点から、金額は債務者の信用リスクを反映する。そのためリスクは含まれる。
- 法律上の義務の結果としての負債である場合、一例えば廃棄または資産除去のため、債務者の信用リスクは含まれるべきではない。」(CL32. p 2)

「しかし公正価値オプションが負債に要求される場合には、自身の信用リスクを負債測定に含むことになる。」(CL32. p 2)

(根拠)

「フレームワークに述べられているように、負債は常に現在の義務で、義務を果たすために費やされると予想される金額で評価されるべきであり (フレームワーク第60項)、それは時として相当程度の見積りを含むもの (フレームワーク第64項) であるからというのが、その区分の理由である。」(CL32. p 2)

(分類) 不完全論理的根拠

見積りを含むことが区分をすることを当然には導かない。まず独立第三者間取引の結果としての負債であっても、取引額と計上額とを別とすることも可能であり、見積りを含んだ額で計上することも考えられる。またフレームワークの規定は、法律上の債務の見積り額に信用リスクを含まないことを排除するとは明示していない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

なお公正価値オプションが要求される負債に関しては、その根拠は示されていない。

質問2に対する回答

「当初認識時に公正価値オプションを選択した負債を例外として、負債測定に自身の信用リスクを考慮する必要はないと考える。」(CL32. p2)

「しかし公正価値オプションが選択された場合には、信用リスクは含まれるべきである。」(CL32. p2)

(根拠1)

「一 最初に、(ほとんどの場合) 報告企業の義務は変わらず、フレームワークにおける負債の定義は、義務を果たすために要求されると予測される金額に基づいている。」(CL32. p2)

(分類) 不完全論理的根拠

ほとんどの場合とあるが、それ以外の報告企業の義務が変わる場合について論じていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠2)

「一 2番目に、信用リスクを含む負債測定は、損益計算書のなかで、企業の信用リスクの悪化が利益に反映される結果となる。破産の直前において負債はゼロに近づくかもしれないが、これはフレームワークと一貫しない。我々の意見では、経営者が意図を持たず未払いの負債を買い戻す能力がないならば、負債の決済からの未実現利益は存在しえない。」(CL32. p2)

(分類) 不完全論理的根拠

フレームワークと一貫しない部分について示されていない。また負債を買い戻す意図と能力がある場合について論じていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

なお公正価値オプションが選択される負債に関しては、その根拠は示されていない。

・CL34 メキシコ財務報告基準調査審議会

質問1に対する回答

「営業上の未払金あるいは資金調達の場合、当初認識時の測定において負債は信用リスクの価値を含めるべきではなく、支払を合意した額で常に評価されるべきである。資金調達の場合、信用リスクは暗黙のうちに借入金または発行された金融商品の利率において認識されている。しかし財政状態計算書において示される額は、支払うことに合意した額であるべきである。

従業員給付、原状復帰費用のように金額を見積もる必要があり、支払日が不確定であるが長期にわたり、見積もる必要がある他の負債の場合、リスク・フリー利率を用いた現在価値で当初認識されるべきである。これはこのような負債を企業間で比較する唯一の方法が、同一の利率を用いることが理由である。また市場のリスク・フリー利率を用いた将来の支出の見積りは、より楽観的ではない方法を使用することを可能とする。」(CL34, pp 4-5.)

質問2に対する回答

「企業の信用リスクの変動を理由として、負債を再測定すべきではない。それにより支払われる額と異なる額で負債が表示されることになり、負債に関する財務諸表の目的は支払額を表示することであり、それは合意された調達条項あるは、財または用益の購入のために合意した額に基づくものである。

(中略)

上述のように、見積もられる負債は、リスク・フリーの市場利率を用いて測定されるべきである。」(CL34, p5)

以上から、買掛金および資金調達による負債は、支払いに合意した額で計上し、見積により計上する負債は、見積額をリスク・フリー利率で割引いて計上すべきであるとの回答であると解される。

(根拠1)

支払いに合意した額で計上することについては、以下の根拠を示している。

「 継続企業の原則に基づく企業は、負債の全額を支払うであろう。それゆえ必要なことは、支払日に財政状態計算書で反映される金額が、支払われるであろう金額であるように負債を評価することである。納品書の満額が支払われるため、これは仕入先に対する未払金については容易に適用できる。またおそらく仕入割引は容認される。しかし信用リスクが増加したという理由で、支払の減額を仕入先に通告できない。もしそれが生じれば、仕入先から排除されまた事業からも排除されるであろう。

同様に信用リスクが増加したという理由で、より少ない金額の返済額を受け取るであろうということを借入先に提案すれば、企業は将来の資金調達の道は閉ざされるであろう。また将来受取る給与が信用リスクを考慮するように調整されるであろうと、従業員に通知できない。そのようなことをすれば従業員は残らないか最上の人を雇用できなくなり、問題が発生するであろう。」(CL34. p1)

(分類) 不完全実証的根拠

信用リスクが増加した場合に支払いの減額を仕入先に通告すれば、仕入先または事業から排除されるという実証的な資料を示していない。同様の場合に、借入先に返済額の減額を提案すれば、資金調達の道が閉ざされるという具体的な資料を示していない。また信用リスクを考慮して給与が調整されることを従業員に通知した結果、発生する問題について具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

なお当初認識後において信用リスクの変動を含むことを支持する根拠について、以下の反対論を示している。

(根拠2)

「当初認識時との一貫性

最初の議論は当初認識時との一貫性に関するものである。一部の負債が当初認識時に信用リスク要素を含んでいることは事実である。例えば仕入先は、起業間もない企業に対しては、取引量が少ないためだけでなく、高い危険性を予想するために、より高い値段を課するかもしれない。貸付金の場合、AAの企業よりも企業間もない企業に、高い利率を課するかもしれない。それはAA企業と同じ利率で割引いた場合、起業間もない企業にとって将来支払額の現在価値をより高くすることになる。しかしそれはどの

ように事業を運営しているかであり、より高い利率の影響は、損益計算書で示されるであろうが、貸借対照表でも示す必要はない。」(CL34. p1)

(分類) 不完全論理的根拠

より高い利率の影響を貸借対照表で示す必要がない根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠3)

「また従業員給付および将来の復旧費用のようなその他の負債は、リスク・フリー利率を用いた将来の見積りキャッシュ・フローの割引額で測定される。この利率は、信用リスクのために資金調達時に支払う利率とは確かに異なる。しかし全ての企業において、同種の負債は同じ評価指標で測定されることは認められる。結果として、負債は給付の高低および企業の労働力の大きさによってのみ異なるであろう。

従って、概念的に一貫するとわれわれが考えるものは、支払われるであろう金額によって、それぞれの負債の当初認識を行うことであり、それは、それぞれの負債の合意済みの金額あるいは見積額である。各負債の潜在的な利率は異なるかもしれない。しかし最終目標はいくら支払われるかを定めることであり、すべての負債が同じ利率で測定されるわけではない。」(CL34. p2)

(分類) 不完全論理的根拠

リスク・フリー利率で割引くことを前提としているが、リスク・フリー利率で割引くか、信用リスクを反映した利率で割引くかが論点であり、信用リスクを含めないことの根拠を示していない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠4)

「財の移転

財の移転の議論は妥当性のある根拠によっている訳ではない。負債償還のための十分な資源を企業が持たない場合、負債が減少して持分が増加するわけではない。財務的に問題がある全ての企業の場合、企業が被っている損失によって持分は希薄化している。再構築過程の最後では、より少ない額を債権者に支払うであろう。清算の場合の残額を受取るよりも、継続企業から受取る将来のキャッシュ・フローの減額を受け入れるように、債権者に仕向ける交渉によるものである。

そのため企業の信用リスクが変動したからという理由で、財の移転が発生するわけではない。それは債務再編の合意に達した場合のみである。債務が再編されない限り、持分所有者はより良い状態にはならない。

反対に信用リスクの改善は、財の移転をもたらさない。それは持分所有者の負担により債務者が多く受取ることではない。事前に負債を支払う可能性があるために、企業の現金の創出が存在すればより少なく受取るともれない。」(CL34. pp 2-3)

(分類) 不完全実証的根拠

財の移転の議論は、(Merton 1974) で示されたもので、信用リスクの増加によって負債の評価額が減少することに伴い、持分が増加するという考え方である。これによって信用リスクの増加に伴う評価益の計上を肯定するものである。ここでは信用リスクの増加の結果である負債の減少と持分の増加を否定している。また持分については希薄化している。しかし具体的な資料に基づいて現象を示しているわけではない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 5)

「会計上の不一致

信用リスクが資産の価値を取り入れ、負債の価値を取り入れないという事実に基づく会計上の不一致は、有効な根拠ではない。通常企業はいくつかの顧客をもち、一部の企業は、一部の顧客からの未収金の減損による信用リスクの増加を経験するかもしれない。しかしいくらかの未収勘定が信用リスク問題を抱えたという理由で、その企業の信用リスクもまた低下するというのを考慮して、負債の金額にそのことを反映させるべきではない。われわれの経験では、継続企業の原則に基づいて企業は未収勘定からの損失は認識するが、仕入先および債権者には合意した金額で支払う必要がある。

そのため、会計上の不一致を避けることを目的として、損失が信用リスクを作り出したために、負債を加減しなければならないと提案するのは間違った議論である。企業が事業を続ける場合、負債の満額を支払うであろうし、顧客（またはその他の金融資産）からの損失は、現在の営業活動から生み出された現金で補填する。」(CL34. p 3)

(分類) 不完全実証的根拠

会計上の不一致が生じることはないという趣旨である。これは経験上、資産の減損が生じて、仕入先および債権者には合意した金額で支払う必要があるという根拠に基づくも

のである。しかし実証的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

また信用リスクを取り入れることに反対する根拠について意見を述べている。

(根拠6)

「直観に反する結果

討議資料に含まれている『利得は企業の財政対応の悪化の結果ではなく、改善からの結果として得られるべきである。信用リスクの増大による利得を報告することは、潜在的に誤らせ、状況の悪化を隠すことを可能とする。』という記述に全面的に賛成する。財務諸表の読者は、利益が報告され負債が支払われるべき金額以下で記載されているときに、誤って誘導される。報告目的からすれば、信用リスクの低下を理由として、債権者がより少額の金額を受取ることと同意するかもしれないという可能性を理由として、利益を認識するのは非論理的である。債権者は寛大な人々ではない。

また討議資料は『信用以外を理由として負債の見積りキャッシュ・フローの減少は、明らかに所有者に利益をもたらす。しかし信用リスクの変動はそうではない。』と述べている。われわれはこの記述に全面的に賛成する。(CL34. p3)

(分類) 不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

ここで「討議資料」とあるのは、その内容から討議資料(2009)に付随するスタッフ・ペーパー(2009)の誤りであると思われる。

まず「財務諸表の読者は、利益が報告され負債が支払われるべき金額以下で記載されているときに、誤って誘導される。」(CL34. p3)という現象について、実証的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

また「報告目的からすれば、信用リスクの低下を理由として、債権者がより少額の金額を受取ることと同意するかもしれないという可能性を理由として、利益を認識するのは非論理的である。」(CL34. p3)の部分については、非論理的である理由が明示されていない。ここで示された理由から当然、非論理的であるとの結論を導くことはできない。さらに報告目的との関係が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠7)

「会計上の不一致

討議資料第47項では、負債測定において信用状態を含むこと支持するような、負債が他

の影響なく変動することはないと指摘している。取引もしくは外部の事象のみが変化を起こすが、内部の信用状態の変動の見積りでは変化をおこさないと、われわれは考える。負債の変動に由来する外部の事象は、従業員給付が測定される際の一般的な市場金利の変動、あるいはより少ない費用で原状復帰がなされる新技術であるかもしれない。

材料を製品に転化させるような資産を変化させる内部の事象は存在し、それは会計上、計上しなければならない。また従業員の雇用または解雇のような取引は、従業員給付債務を変化させるかもしれない。

すでに示したように、回収不能の受取勘定による損失のように、企業の資産の価値の下落は通常発生する。それは企業の信用リスクの状態に影響するかもしれない損失となる。しかしそれは仕入先または債権者に対する金額を変化させないであろう。われわれはこの信用リスク状態の変動を、なぜ認識しなければならないのか、わからない。」

(CL34. pp 3-4)

(分類) 不完全実証的根拠

企業の信用リスクの状態に影響するような資産の価値の下落が生じた場合に、仕入先または債権者に対する金額が変化しないという現象について、具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 8)

「実現

信用状態の下落により、額面を下回る額で取引される負債が計上されることによる利益の実現は不可能ではないにせよ、たいへん困難である。信用リスクの状態が下落しているときに、新規の借入または債券発行から資金を得ることは大変困難である。可能であっても、債権者または投資家はより高い利率と企業資産の担保を要求するであろう。通常、新利率と旧利率との差は、新規の借入で旧借入を支払うなかで利益を帳消しにすると予想される。それは事業的には理解を得られず、実際に利益が実現するかという疑問を引き起こす。」(CL34. p 4)

(分類) 不完全論理的根拠

利益が実現しない場合を想定しているが、実現する場合を想定していない。またその場合について論じていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL40 オーストラリア会計基準審議会 (AASB)

質問1に対する回答

「時として信用リスクは負債測定に取り入れられ、それは測定属性によると AASB は考える。」(CL40. p3)

上記の回答を導くにあたり、3つの測定属性に区分し、それぞれにおいて信用リスクが含まれるか否かを示している。

(根拠1)

「・公正価値測定の属性がIASBにより適用されることが選択された場合、当初およびその後の負債測定において信用リスクが含まれていることが暗に示されている。信用リスクを当初認識時に明確に除去し、例えば流動リスクといったその他の市場リスクを残すことは、根拠がないと AASB は考える。」(CL40. p3)

(分類) 不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

公正価値測定を行った場合、そこに信用リスクが含まれるという実証的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。また信用リスクを除去することに根拠がないとしているが、信用リスクを含むことの根拠を示していない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠2)

「・ある負債に対して、IASBにより適用することを選択された測定属性が、交換取引において当初発生した価格に関連する場合、当初において信用リスクが含まれることは明白である。当初認識後の測定において、(例えば原価で決済されることが予想される場合における原価属性による場合など) それ以降市場の変数を参照しない場合、信用リスクの変動は、その負債測定の一部を構成しないことは間違いない。」(CL40. p3)

(分類) 不完全実証的根拠

交換取引において発生した価格に、信用リスクが含まれるという実証的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 3)

「市場の変数を全く参照しないような測定属性が適用されることを、IASBによって選択される場合、IASBが明確に信用リスクを取入れる必要があると言及した場合を除いて、その負債測定において当初あるいは当初認識後に信用リスクが含まれないことは暗に示されている。」(CL40. p 3)

(分類) 不完全実証的根拠

市場の変数を参照しない測定属性に、信用リスクが含まれないという実証的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

以上から各測定属性と信用リスクは、その関連性を具体的な資料に基づいて示していない。そのため全体として不完全実証的根拠であるといえる。

質問 2 に対する回答

「測定属性の目的に応じて、信用リスクは時として負債の期末評価に取り入れられると、AASBは考える。」(CL40. p 4)

(根拠 1)

「討議資料の第 8 項に挙げられている期末測定の方法の考察を、AASBは行う。信用リスクがもともと含まれている測定属性から、特に信用リスクの影響を除くことは、概念的に正しくない方法であり、(例えば信用リスクの影響を除いた公正価値のように) 第 8 項のある測定方法を、支持することはできないというのが AASB の意見である。」(CL40. p 4)

(分類) 不完全論理的根拠

ここでは信用リスクを含む場合をあげている。しかしそこから信用リスクの影響を除くことが、概念的に正しくない方法と考える根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠 2)

「期末測定から信用リスクが除かれる例として満期額があり、それは選択された利率に応じて、信用リスクを除外するかもしれない。」(CL40. p 4)

(分類) 不完全実証的根拠

ここで信用リスクを除外する場合の具体的な資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

・CL43 韓国会計基準審議会

質問1に対する回答

「負債の当初認識時において、信用リスクの影響を取り入れる根拠に同意する。」(CL43. p 2)
「韓国の保険会社は、当初認識時と当初認識後の両方において、保険負債を測定する際には、信用リスクを含むべきではないと考える。保険負債は、信用リスクを除外した履行額の現在価値で測定すべきであると強調される。」(CL43. p 2)

(根拠1)

「最初に当初認識時において信用リスクを取り入れない負債測定は、負債の発行からの現金受取額と測定額との間に差額を生じさせる。また財務諸表上でその差額を損益またはその他の包括利益を通して認識することは、財務諸表利用者にとって、意思決定上有用な情報を提供しないとわれわれは考える。さらに信用リスクの影響のみを取り入れない負債測定は困難であると思える。」(CL43. p 2)

(分類) 不完全実証的根拠

意思決定上有用な情報を提供しない事実、負債測定が困難であることを示す資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠2)

「保険負債は、信用リスクを除外した履行額の現在価値で測定すべきであると強調される。保険負債は金融負債と異なり、特別の性質を持つと考え、通常は長期負債であると保険会社は考える。そのため公正価値変動によってもたらされる変動は、経済的意思決定を行うにあたり、財務諸表利用者を誤誘導するであろう。」(CL43. p 2)

(分類) 不完全実証的根拠

金融負債とは異なる特別な性質の内容、長期である事実、財務諸表利用者を誤誘導する事実を示す資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

質問2に対する回答

「当初認識後の負債の公正価値測定において、信用リスクの影響は取り入れるべきではないとわれわれは考える。」(CL43. p2)

(根拠1)

「企業の財政状態は悪化し、企業の信用リスクは増大するが、利得を報告することは直観に反し財務諸表利用者を誤誘導する。利得は企業の財政状態の改善の結果とすべきである。会計の目的は、公正価値で測定することではなく、財務諸表の利用者のために企業の財政状態を、意思決定に有用なように報告することである。その意味において、信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を報告することは、財務諸表の利用者が経済的意思決定を行うにあたり、有用な情報を提供しないとわれわれは考える。」(CL43. pp 2-3)

(分類) 不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

直観に反するとしているが、拙稿(安井2012b. p24)でも論じているように、損失が生じるために自己資本が減少し、信用リスクが増加するという経験的な事実から、その逆である信用リスクが増加すれば損失が生じると考えることが前提となっていると考えられる。そのため信用リスクが増加する場合に利得が生じることに對して直観に反するという結論を導いていると考えられる。論理的には、ある関係が成立しても逆は必ずしも成立しない。また利得が企業の財政状態の改善の結果とすべきである理由が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

また財務諸表利用者を誤誘導する事実、財務諸表の利用者が経済的意思決定を行うにあたり、有用な情報を提供しない事実について、資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

質問2に対する回答に以下の記載があるが、韓国会計基準審議会の回答として採用されなかった少数意見であると解される。

「しかし一部の構成員は、当初認識時と当初認識後の両方において、信用リスクを含むべきであると指摘する。彼らは議論の根拠として、信用リスクを含むことに賛成する根拠にIASBが言及したIAS第39号の結論の背景の項を指摘する。」(CL43. p2)

なおここで引用されているIAS第39号の結論の背景の項については、拙稿(安井2012b.

pp 32-34) で論じたが、いずれも不完全実証的根拠あるいは不完全論理的根拠であった。

・CL44 企業会計基準委員会 (日本)

質問1に対する回答

「選択肢 (b) をわれわれは支持する。それは当初認識時において負債測定には、時としてその負債に固有の信用リスクの価値を取入れるべきであるというものである。」

(CL44. p 3. par 4)

(根拠1)

「現金の交換に関連する借入のような負債、または契約上のキャッシュ・フローが元本に対する利息を含む負債は、当初認識時において信用リスクの価値が取り入れられるべきである。経済合理性の観点から、当初認識時の負債は、現金受取額あるいは契約上のキャッシュ・フローと同価値を有するとみなされ、そのため当初認識時の測定において、信用リスクを取り入れないことは、非合理的な結果を招くであろう。」(CL44. p 3. par 4)

(分類) 不完全論理的根拠

当初認識時の負債と現金受取額あるいは契約上のキャッシュ・フローが同価値であることが、その価額で貸借対照表に計上するべきであることには必ずしもならない。例えば公正価値を測定することが可能な資産であっても、必ずしも公正価値で貸借対照表に計上することにはならない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠2)

「その他の負債は、当初認識時において公正価値が使用される必要性がない。むしろこれらの負債の測定において、信用リスクを取り入れることが適切ではないとわれわれは考える。それぞれの負債の基本的な性質における相違に基づくものであり、これらの負債の認識の結果として認識される利得または損失の金額に直接影響するため、この区別は一貫性がないことではない。」(CL44. p 3. par 5)

(分類) 不完全論理的根拠

信用リスクを取り入れることが適切ではない根拠が示されていない。また一貫性の必要性の根拠も示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠 3)

「信用リスクによる割引およびその変動が実現することが困難である場合、負債測定において信用リスクを取り入れないことは、損益でその金額を反映させることがないために、将来キャッシュ・フローを予測するにあたり有用であろう。」(CL44. pp 3-4. par 5)

(分類) 不完全実証的根拠

損益で信用リスクによる割引とその変動を示さないことが、将来キャッシュ・フローの予測に有用であることの根拠となる資料示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 4)

「高い信用リスクのある企業が、同一の金額と支払時期の債務のためにより少ない負債を認識することは、そのような結果が、財政状態を適切に表示すると考えられないため、意思決定有用性を損なうことになるであろう。」(CL44. p 4. par 5)

(分類) 不完全実証的根拠

信用リスクの高い企業の負債がより少なく計上されることが、結果として財政状態を適に表示することにならずに、意思決定有用性を損なうことを示す資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

質問 2 に対する回答

「選択肢 (b) をわれわれは支持する。すなわち当初認識後の負債の期末測定では、時として負債に固有の信用リスクの価額を取入れるべきである。しかし認識後の測定では、信用リスクを取り入れることが適切である状況は、当初認識時よりも限定される。当初認識時において信用リスクを取入れることが適切である、借入金のような負債であっても、デリバティブを除いて、当初認識後の測定では一般的に、信用リスクを含めることは不適切であろう。」(CL44. p 4. par 6)

(根拠 1)

「論拠として、スタッフ・ペーパーが上げている、直観に反する結果、会計上の不一致およびほとんどの場合において実現しない利得の認識などの、すべての問題が生じるであろうことが、信用リスクを含むことに反対する理由である。」(CL44. p 4. par 6)

(分類) 不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

スタッフ・ペーパーに取り上げられた根拠は、拙稿 (安井2012b, pp 27-28) において検討している。そこではいずれも不完全実証的根拠あるいは不完全論理的根拠であった。

また続けて「それらの問題の重要性に比べて、スタッフ・ペーパーに取り上げられている信用リスクを含むことへ賛成する根拠は、負債測定において信用リスクを含むことを十分に正当化することはできない。それは全般的なコメントの中で示した (このコメントレターの第3項を参照のこと)。」(CL44, p 4, par 6) としている。第3項では「スタッフ・ペーパーに示されている信用リスクを含むことに賛成する根拠は、限られた状況における負債測定において、信用リスクを含むことが正当化されるに過ぎないとわれわれは考える。」(CL44, p 2, par 3) としてこれらの根拠に反対する以下の根拠を示している。

(根拠2)

〔a〕当初認識時における一貫性

契約上のキャッシュ・フローに元本に賦課される利息を含める負債に対して、当初認識時の測定において信用リスクを含めることは適切であることは、われわれも認める。しかしそれ以外の負債については、当初認識時の測定において信用リスクを含めることは、適切ではないと考える。これは一貫性がないとは考えない。この違いは基本的な性質における、それらの負債の借入との違いであり、それらの負債を認識結果として、信用リスクを含めることが、収益と費用の額に直接影響するからである (質問1に対する回答としてのこのコメントレターの第5項参照)。(CL44, p 2, par 3)

(分類) 不完全論理的根拠

確かにスタッフ・ペーパーでは「当初認識時における一貫性」(スタッフ・ペーパー (2009)。p 9, par 21) を取り上げている。そこでは当初認識時における一貫性を論じているが、一方で「当初認識後の期末測定において、当初認識時に含まれていた要因の変動を、除外すべきであるという理由はない。」(スタッフ・ペーパー (2009)。p 9, par 21) として、当初認識時と当初認識後との一貫性も論じている。質問2で取り上げている当初認識後の認識において問題となるのは、当初認識時と当初認識後との一貫性である。しかし (根拠2) で示しているのは、当初認識時における一貫性に関する根拠であり不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠 3)

〔b) 財の移転

企業の負債の信用リスクの変動は、企業に対する 2 種類の請求権の間の財の移転をあらわし、借手に対して利得を認識することを、正当化することが可能であることを、スタッフ・ペーパーは示している。しかしこれは、企業全体としての価値に変動がない場合に、負債の公正価値の減少の認識が、企業の持分価値の増加としての利得を認識する結果となっていることを、述べているにすぎない。これは負債の公正価値の減少を認識する理由とはならない。企業持分の価値の変動を、利益または費用として認識しない場合は多く存在する。」(CL44. p 2. par 3)

(分類) 不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

企業持分の価値の変動を利益または費用として認識しない場合について、具体的な場合を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。またここで示された場合が、利益または費用として認識しない場合に該当するか否かについては示していない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠 4)

「さらに企業の負債の信用リスクの増加は、しばしば認識されていない無形資産の価値の下落を伴うことを考慮すると、企業全体としての価値は減少しているかもしれない。」

(CL44. p 2. par 3)

(分類) 不完全実証的根拠

信用リスクの増加は、認識されていない無形資産の価値の下落を伴うという具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 5)

「企業の負債の信用リスクの増加が、貸し手から所有者への財の移転をあらわすという事実は、利得の認識が概念的に必ずしも否定されないということを意味しているにすぎない。負債を公正価値で測定し、その結果としての利得が、財務諸表の意思決定有用性を増進する根拠にはなりえない。」(CL44. pp 2-3. par 3)

(分類) 不完全論理的根拠

利得の認識が必ずしも否定されないという点では論理的である。しかしその利得が財務諸表の意思決定有用性を増進する根拠にはなりえない根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠 6)

〔c〕 会計上の不一致

スタッフ・ペーパーの第43項で示されている例は、全ての資産が負債商品であるという極めて人為的な状況である。しかし実際には、信用リスクを取入れることに反対する根拠（スタッフ・ペーパー第53項～第57項）において引用されている会計上の不一致がより一般的である。現実の世界における多くの企業にとって、企業の信用悪化に対応する全体としての企業価値の下落のかなりの部分は、認識されていない無形資産を含む資産の価値の下落によるものであり、それに対する損失は財務諸表では認識されていない。そのため多くの場合、負債の公正価値の減少による利得を認識することは、会計上の不一致を生み出すことになる。」(CL44. p 3. par 3)

(分類) 不完全実証的根拠

「現実の世界における多くの企業にとって、企業の信用悪化に対応する全体としての企業価値の下落のかなりの部分は、認識されていない無形資産を含む資産の価値の下落によるものであり、それに対する損失は財務諸表では認識されていない。」(CL44. p 3. par 3) という部分について、具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

・ CL47 マレーシア会計基準審議会

質問 1 に対する回答

「負債が最初に認識されたとき、債務契約の取引価額を決定するさいに債務者の信用状態の影響を受ける場合かつその場合に限り、負債測定において信用リスクは取り入れられるべきであるとわれわれは考える。すなわち負債の取引された価格は、債務者の信用リスクを取り入れているが、取引日においてその取引の公正価値を反映している。換言すれば、当初認識すべき負債の額は、企業が支払うと市場が予想する仮定の額に基づくよりも、支払を要求される額と同額となるであろう。」(CL47. p 1)

(分類) 無根拠

質問1に示された選択肢としては「(b) 時として取り入れる」が該当すると考えられる。また取引価額に信用リスクが影響する場合にのみ信用リスクを取入れるとしている。しかし信用リスクを取入れる場合を示しているのみでその根拠が示されていない。そのため無根拠であるといえる。

質問2に対する回答

「負債の期末測定については、信用リスクに関連する価値の変動は、取り入れられるべきではない。われわれの意見では、自身の信用リスクを取り入れる当初認識後の負債測定は適切ではない。」(CL47. p1)

(根拠1)

「概念的に自身の信用リスクの変動は、(期末測定されないものおよび貸借対照表に計上されないものを含め) 報告企業が保有している純資産の全体のポートフォリオに関するであろう。(純資産の他の影響を受けた項目への対応付けをしないで) 自身の信用リスクの変動の影響を負債のみに含めることは、不十分であり不適切である。われわれの意見では、この理由により、当初の公正価値測定における信用リスク部分は、『固定』または「凍結」され当初認識後では、変動させないようにすべきである。」(CL47. p1)

(分類) 不完全論理的根拠

「概念的に自身の信用リスクの変動は、(期末測定されないものおよび貸借対照表に計上されないものを含め) 報告企業が保有している純資産の全体のポートフォリオに関するであろう。」(CL47. p1) という点について、具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠2)

「企業の信用状態の変動の影響を、当初認識後に報告することは『直観に反する』。信用状態の変動は、混乱を引き起こし誤誘導する結果となるであろう。報告企業の信用状態が改善した場合、負債価額は減少し結果として損失が生じるであろう。それに対して信用状態が悪化した場合、負債価額は下落し結果として利得が生じるであろう。根拠の一つが指摘しているように、信用品質の下落による利得の報告により、悪化した状態を

隠すことが可能となる。特に現在の市場の状況ではそのようになる。」(CL47. p1)

(分類) 不完全論理的根拠

拙稿 (安井2012b. p24) および上記 CL43 でも論じているが、「直観に反する」という根拠は不完全論理的根拠であるといえる。

・ CL61 会計基準審議会 (シンガポール)

質問1に対する回答

「5. 以下の検討事項に基づくわれわれの回答は、「時として」である。

- 5.1. 負債が市場取引による場合、企業自身の信用の市場価額は取引価額に影響する。そのため原価法による負債測定は、当初認識時に取り込まれた企業の信用リスクの影響を受ける。
- 5.2. (確定給付年金スキーム、除去債務、保証あるいは保険請求債務のような) IAS 第39号の対象外であるその他の負債については、測定において自身の信用リスクの価額を取入れるべきではない。その代わりに、これらの負債は、金銭の時間価値を反映するためにリスク・フリー利率を用いて測定すべきである。この立場に到達するにあたり、企業はこれらの負債で資金を調達し、その調達は明らかに企業の資本コストでなされるということを考慮した。」(CL61. pp 2-3. pars 5-5.2)

上記の回答に続けて以下のように述べている。

- 「5.3. 一貫性が比較可能性を促進し、そのような根拠のもとでは、全ての負債の当初認識時の測定属性において、企業自身の信用リスクを含むか、あるいは除外すべきであるという根拠も考慮した。結局のところ、企業の資本コストで記載された負債は、適切に債務者に対する債務の負荷を適切に反映しないと見解であった (しかし投資家の保有する資産の価値は、反映するかもしれない)。すべての負債の測定における一貫性は、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供しないと、われわれは考える。理由は以下で述べているとおりである。」(CL61. p 3. par 5.3)

続けて自身の信用リスクをすべての負債に含む場合と、含まない場合とについて、それぞれを支持しない根拠を挙げている。

(根拠1)

「5.3.1 すべての負債の当初認識時において自身の信用リスクを除外すること

独立第三者間取引において、(通常は単純な借入取引における)金銭と交換に負うこととなる負債は取引価額に会社自身の市場の信用価額を常に含む。

全ての負債の当初認識時の測定から、会社自身の信用リスクを除外する方法を、適用することを選択した場合、それらの負債は、現金受取額よりも高い額で記録され、結果として一日目の損失が生じる結果となるであろう。DPで議論されているように、この一日目の損失を借入の罰金と考え、そのため直ちに、損益で費用として認識すべきであると考える者がいる。一方でこれは株主へ与えられたプット・オプションをあらわすもので、それゆえ持分で認識すべきであると考えるのがいる。

財務諸表の質的な特徴の一つとして、フレームワークでは「理解可能性」を挙げている。単純な借入取引では、現金受取額が借入額をあらわすと利用者が考えていることを、われわれは認識している。そのためそのような負債を現金受取額以外の額で記録することが、現在の財務報告を改善することを意味するとは考えない。」(CL61. pp 3-4. par 5.3.1)

(分類) 不完全実証的根拠

「単純な借入取引では、現金受取額が借入額をあらわすと利用者が考えていることを、われわれは認識している。」(CL61. p 3. par 5.3.1)としているが、具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠2)

「5.3.1 (続き)

さらに独立第三者間取引によりもたらされた取引が、結果として費用となることを、われわれは受け入れられない。またもしあったとしても、なぜ株主に与えられたオプションが報告企業の財務諸表に反映されるべきであるのかを、われわれが理解することは困難である。」(CL61. p 4. par 5.3.1)

(分類) 不完全論理的根拠

「独立第三者間取引によりもたらされた取引が、結果として費用になること」(CL61. p 3. par 5.3.1)を受け入れられない根拠が示されていない。また「株主に与えられたオプション

ンが報告企業の財務諸表に反映されるべき」(CL61. p 3. par 5.3.1) であるのかを理解することが困難である根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠3)

「5.3.2 すべての負債の当初認識時において自身の信用リスクを含むこと

DPで説明されているように、多くの負債は単純な借入取引から発生するものではない。返済されない場合の価額を認識する個々の取引相手さえないかもしれない(すなわち信用リスクの固有価額が存在しないかもしれない)。単純な借入取引から生じるものではない負債は、以下のものを含む。

- (a) 資産除去または廃棄債務
- (b) 製品保証債務
- (c) 顧客への販売から生じる履行債務
- (d) 従業員給付債務
- (e) 保険請求債務

IASBの意図は、これらのIAS第39号の適用範囲外にある負債を、DPでは含めることであると、われわれは推測する。

全ての負債の測定において一貫性を持つことの利益を、われわれは考慮した。この観点において「一貫性」は、適切な情報をもたらす結果となるとは、われわれは思えない。上記の負債は、減多に独立第三者間で取り引きされない。また自身の信用リスクにかかわらず、遂行する義務がある。全ての負債がより低い対価(換言すれば割引額で第三者が資産を取得する場合で資産とは異なる額)の代わりに、満額で第三者に取得されるであろう理由を、合理化することも困難であるともわれわれは考える。そのためこれらの負債に対して最も適切な測定属性は、将来において企業が決済すると予想される額であるべきであり、すなわち(自身の信用リスク分を調整せずに)リスク・フリー利率を用いて測定することである。」(CL61. p 4. par 5.3.2)

(分類) 不完全論理的根拠

ここで「上記の負債は、減多に独立第三者間で取り引きされない」(CL61. p 4. par 5.3.2)としているが、第三者間で取引される場合について論じていない。また「満額で第三者に取得されるであろう理由を、合理化することも困難である」としているが、その根拠を示していない。さらに企業が決済すると予測される額を割り引く場合にリスク・フリー利率

を用いて測定する理由が示されていない。これらにより不完全論理的根拠であるといえる。

質問2に対する回答

「6. われわれの回答は以下の状況を根拠として『時として』である。」(CL61. p 5. par 6)

(根拠)

- 6.1. 例えば企業がデリバティブ負債の一部にならないような、契約に対して関係者の一人に跡づけされない特定の変数（利率，商品価格あるいは株価指数など）に応じて，価値が変動する負債の測定では，信用リスクは反映されるべきである。（例えば2者のスワップの契約当事者が類似の信用リスクを有する場合のように）契約は信用リスクに対して，明確な調整を含んでいないかもしれないが，一般的に信用リスクは条件に（例えば担保条項，または信用リスクが重要な場合には価格条件における補償を通して）反映される。
- 6.2. 加えて，自身の信用リスクの変動から生じる利得／損失を含むことが，有用な情報を提供する場合が存在するか否かを考えた。明確な計画と利得／損失を実現する財務的な能力がある会社で，これらの利得／損失が短期間に通常の営業過程において（換言すれば破産あるは清算のような格安販売あるは強制取引ではない場合），実現する可能性がある場合に利得／損失を含むことは，有用な情報を提供するとわれわれは考える。そのため売買目的の金融負債またはIAS第39号に基づいて損益を通して公正価値で測定する金融負債は，引き続き公正価値で測定すべきであるとわれわれは考える。公正価値は企業自身の信用リスクを取入れているはずである。
- 6.3. 一方で契約上のキャッシュ・フローが固定されるか市場利率（非レバレッジのインフレーションを含む）のみによって変動し，公正価値基準で管理されていない非デリバティブ負債の当初認識後の測定には，信用リスクの変動は反映させるべきではない。
- 6.4. 同様に通常の営業過程において（換言すれば破産または清算以外），自身の信用の変動に関連する利得または損失を，実現する現実の能力がない企業の場合，非デリバティブ負債の当初認識後の測定において，自身の信用リスクの変動は反映させるべきではない。そのような負債でキャッシュ・フローが変動する場合（例えば利益に基づく支払条件の場合），スタッフ・ペーパーの第62項（c）で提案された方法を推奨する。[下線部筆者]

6.5. 同じく、負債に関する信用リスクを考慮しない条項または条件がある負債の当初認識時または当初認識後の測定では、信用リスクは反映させるべきではないとも考える。その代わりにそのような負債は、高品質信用法を使用して測定されるべきである。」(CL61. pp 5-6. pars 6.1-6.5)

(分類) 不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

6.1 では「一般的に信用リスクは条件に反映される」(CL61. p 5. par 6.1) としているが、具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。また「契約に対して関係者の一人に跡づけされない特定の変数(利率、商品価格あるいは株価指数など)に応じて、価値が変動する負債の測定では、信用リスクは反映されるべきである。」(CL61. p 5. par 6.1) としているが、その根拠を示していない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

6.2 では「実現する可能性がある場合に利得／損失を含むことは、有用な情報を提供するとわれわれは考える。」(CL61. p 5. par 6.2) としているが、その根拠となる資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

6.3 では信用リスクの変動が実現する可能性がない場合を示していると解される。この場合、信用リスクの変動の影響は存在しないと解され、信用リスクの変動を負債測定に反映させないことについては、普遍的論理的根拠であるといえる。

6.4 では6.3と同様に実現する可能性がない場合を示していると解される。この場合、信用リスクの変動を負債測定に反映させないことについては、普遍的論理的根拠であるといえる。ただし「キャッシュ・フローが変動する場合に、スタッフ・ペーパーの第62項(c)で提案された方法を推奨する」(CL61. p 5. par 6.4) ことの根拠が示されていない。そのためこの部分は不完全論理的根拠であるといえる。

6.5 では信用リスクの変動の影響は存在しない場合を示していると解され、信用リスクの変動を負債測定に反映させないことについては、普遍的論理的根拠であるといえる。ただし「高品質信用法を使用して測定されるべきである」(CL61. p 5. par 6.5) とする根拠が示されていない。そのためこの部分は不完全論理的根拠であるといえる。

上記のうち6.3、6.4および6.5については信用リスクの変動が存在しないために、信用リスクの変動の影響を負債測定に反映させないという点では普遍的論理的根拠である。しかしそれが信用リスクの変動が存在する場合に、必ずしも負債測定に反映させることにはならない。信用リスクの変動が存在する場合についても、負債測定に反映させるか否かに

ついて、それぞれ根拠をあげる必要がある。しかし6.1および6.2で挙げられた根拠はいずれも不完全実証的根拠あるいは不完全論理的根拠であった。そのため上記6.1から6.5までを一連の根拠として全体で見た場合には、不完全実証的根拠あるいは不完全論理的根拠であるといえる。

・CL87 ドイツ企業会計審議会（GASB）

質問1に対する回答

「われわれの意見では、自身の信用リスクが、負債を当初認識することとなる取引価額に織り込まれている場合には、当初測定時に取り入れるべきである。」（CL87. p3）

（分類）無根拠

質問1に示された選択肢としては「(b) 時として取り入れる」が該当すると考えられる。しかし信用リスクを取入れる場合を示しているのみでその根拠が示されていない。そのため無根拠であるといえる。

質問2に対する回答

「以下の2つの例外を除いて、当初認識後の測定において自身の信用リスクは考慮すべきではない。

- ・負債がデリバティブ金融商品である場合：（中略）
- ・満期前に（早期決済により）公正価値変動からの利得または損失を実現させるために、相手先と負債を決済する意図および能力を、経営者が持つ場合（以下略）」（CL87. p3）

（根拠1）

「・負債がデリバティブ金融商品である場合：GASBは、デリバティブ金融商品については、公正価値が最も適切な評価基準であると考え。そのため、自身の信用リスクが公正価値測定に反映されている限りにおいて、デリバティブ金融商品である負債の当初認識後の測定には、自身の信用リスクが含まれる。」（CL87. p3）

（分類）不完全論理的根拠

「デリバティブ金融商品については、公正価値が最も適切な評価基準である」（CL87. p3）ことの根拠が示されていない。また自身の信用リスクが公正価値測定に反映されていることを前提としているが、反映されていない場合については論じていない。そのため不

完全論理的根拠であるといえる。

(根拠2)

「・満期前に（早期決済により）公正価値変動からの利得または損失を実現させるために、相手先と負債を決済する意図および能力を、経営者が持つ場合：企業が負債の早期決済を行う意図がある場合、非デリバティブ負債については、公正価値が最も適切な測定基準であると考え。そのため、報告企業が負債の早期決済（例えば自身の負債の買戻し）を行う意図がある場合、公正価値測定において自身の信用リスクが反映されている限り、非デリバティブ負債の当初認識後の測定において自身の信用リスクは、考慮されるべきである。」(CL87. p3)

(分類) 不完全論理的根拠

「企業が負債の早期決済を行う意図がある場合、非デリバティブ負債については、公正価値が最も適切な測定基準である」(CL87. p3) ことの根拠が示されていない。また能力があるが意図がない場合について論じていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

・CL91 イタリア会計機構

質問1に対する回答

「2つの選択肢があるとわれわれは考える。

1つめの**選択肢**：もっぱら実際の現金が交換される取引において支払われる対価によって、信用リスクの価額が反映されている場合に、当初認識時に負債測定のために信用リスクの価額が考慮されるべきである。その他の全ての場合には、負債の現在価値を測定するために使用される割引率は、信用状態の影響を含まない。(第4項を参照のこと)

2つめの**選択肢**：実際の現金が交換される取引において支払われる対価によって、信用リスクの価額が反映されている場合に、当初認識時に、負債測定のために信用リスクの価額が考慮されるべきである。その他の全ての場合には、負債の現在価値を測定するために使用される割引率は以下のとおりである。

- 負債が金融的な性質を持たない場合、信用状態の影響を含まない。
- 負債が金融的な性質を持つ場合、信用状態の影響を含む。」(CL91. p3)

(分類) 無根拠

質問1に示された選択肢としては「(b) 時として取り入れる」が該当すると考えられる。しかしいずれの選択肢についてもその根拠が示されていない。そのため無根拠であるといえる。また2つの選択肢をあげているが、そのいずれを採用すべきかを判断できない根拠が述べられていない。その点からも無根拠であるといえる。

質問2に対する回答

「われわれの意見では、いずれの当初認識後の負債測定においても、信用状態の影響を考慮すべきではない。(第3項を参照のこと)」(CL91. p 2)

(根拠1)

「われわれの見解では、草案文書の第58項から第61項において説明されている根拠は、明らかにわれわれの立場を支持しているようである。実現概念に関して、公正価値で資産を測定する根拠としてそこで議論されている理由は、負債の公正価値測定に賛成する結論を導く理由とは大きく異なる。一般的に資産の公正価値測定は、継続中の投資から獲得した収益の先行認識として作用する。概念的な根底にある理由としてこれを捉えると、公正価値は所有する資産の代わりに、貸借対照表日に受取る額である市場価格に関連して測定されるべきであると明らかに思える。負債の場合は完全に異なる。信用リスクの影響を含む全面公正価値は、一少なくとも信用状態の悪化が予測できる危険性である場合には一貸借対照表日において、企業が負債を理論的に消滅させるであろう価額を表わさない。市場で形成されたその負債の価額は、全ての参加者に適切であるが、企業にとってはそうではない。というのは、後者は不十分な金融資産のために取引に参加できないからである。公正価値は下落するが、企業は関連する利益を享受する能力を持たない。結論としてそのようにして認識された収益は、フレームワークによって与えられた利得の定義に合致しないと考える。信用状態の改善により負債の公正価値が増加した場合も同様と考えられる。それは企業が絶対に招くことのない状況であるため、認識された損失は現実的ではない。」(CL91. p 3)

(分類) 不完全実証的根拠

公正価値の意味が資産と負債とでは異なるという主張であると解される。しかし「市場で形成されたその負債の価額は、全ての参加者に適切であるが、企業にとってはそうではない。というのは、後者は不十分な金融資産のために取引に参加できないからである。」

(CL91. p3) としているが、企業が取引に参加できないことを示す具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

また根拠1で示した部分に続けて「草案文の中で説明されている信用状態を考慮することを支持する根拠について、われわれのコメントは以下のとおりである。」(CL91. p2) として自身の信用リスクを含める3つの根拠に反対する見解を述べている。

(根拠2)

「一貫性

現在の規定に基づけば、信用リスクの価額をある種の負債—主として現金受取の対価として認識された負債—は、当初の認識価額に影響するがその他の場合には影響しないと、IASのスタッフは指摘している。このように異なる取扱いは概念的には正当化できないであろう。しかし実際には、この一貫性のなさが利用者間で懸念を生じさせたことはない。逆にいかなる負債の当初認識時の測定においても信用リスクを考慮したとすれば、—例えば保証および資産の原状復帰義務といった、その義務を負う企業の信用状態にかかわらずその価額が決められる場合のように、明らかに適切ではない場合に問題を起こすかもしれない。さらにこの後者の義務の測定において信用リスクの影響を計上することは、継続企業の一般原則の仮定と矛盾すると思える。義務を履行できない企業は、理論的に金融負債の返済よりも、資産の原状復帰の場合に、より発生しそうであるという事実について討議資料は触れている。しかし義務に関連する負債の見積りを企業が行う場合、継続企業として継続する能力を想定すべきである。そのため自身の信用リスクを考慮するべきではない。」(CL91. p2)

(分類) 不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

ここでは「実際には、この一貫性のなさが利用者間で懸念を生じさせたことはない。」(CL91. p2) とし「例えば保証および資産の原状復帰義務といった、その義務を負う企業の信用状態にかかわらずその価額が決められる場合のように、明らかに適切ではない場合に問題を起こすかもしれない。」(CL91. p2) としているが、いずれも具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

また「義務に関連する負債の見積りを企業が行う場合、継続企業として継続する能力を想定すべきである。そのため自身の信用リスクを考慮するべきではない。」(CL91. p2)

としている。ここにおける義務は文脈から「例えば保証および資産の原状復帰義務といった、その義務を負う企業の信用状態にかかわらずその価額が決められる場合」(CL91. p2)を指すと考えられる。しかし問題のうちの一つは割引計算をする場合の割引率であり、継続企業を前提としても自身の信用リスクを考慮した利率で割引く方法も否定できない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠3)

「財の移転

負債の公正価値の減少が、企業の株主の利益に対する財の移転を引き起こし、結果としてそのような移転を会計で描写する唯一の方法が、利益として認識することによるという当初の仮定について、われわれは同意できない。実質的に多くの場合に企業の債権者が債権を失い始めるのは、資本の所有者がすべての持分を失った場合のみであることは無視できない。これが真実であるなら、仮定された財の移転が実現する根拠を、われわれは理解できない。」(CL91. p2)

(分類) 不完全論理的根拠

「実質的に多くの場合に企業の債権者が債権を失い始めるのは、資本の所有者がすべての持分を失った場合のみであることは無視できない。」(CL91. p2)としているが、資本の所有者が持分を失う前に、債権者が債権を失う場合もあることを否定していない。またその場合については述べていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠4)

「会計上の不一致

負債の再測定から生じた利益が、関連する資産価値の減少を埋め合わせることに有用であるという、仮定についても、われわれは同意できない。その前にこれらの資産は、公正価値よりも償却原価で記帳—また簿価の切り下げは認識されない—されている。ともかく信用状態の悪化を損失として認識することが、概念的に適切ではないという理由が理解できない。この観点から第53項で取り上げられた根拠およびそれに続く議論は有効である。信用状態の悪化はしばしば、(a) 内部創出無形資産のように認識されていない資産または (b) 公正価値で記帳されていない資産の公正価値の減価と関連していると考えれば、多くの場合、不履行リスクに基づく負債の測定は、資産と負債のより大きな不一致を生み出すであろう。」(CL91. p3)

(分類) 不完全実証的根拠

「これらの資産は、公正価値よりも償却原価で記帳 – また簿価の切り下げは認識されていない – されている。」(CL91. p 3) とあるが具体的な資料が示されていない。また「信用状態の悪化はしばしば、(a) 内部創出無形資産のように認識されていない資産または (b) 公正価値で記帳されていない資産の公正価値の減価と関連している」(CL91. p 3) の部分についても具体的な資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

・ CL109 国家会計審議会 (フランス) (CNC)

質問1に対する回答

「負債が最初に認識されたときに、その測定では時として、負債の固有の信用リスクの価額を取入れるべきであると、CNCは考える。

その区分は、負債の原因に基づくべきである。

- (借入または債券発行の場合のように) 負債の信用リスクを取り入れた条件により、債務が慣習的に価格づけられる交換取引から負債が生じた場合および DP の第21節で言及されているような場合、負債の当初測定に借り手の信用リスクの影響を含むことに賛成する。それは交換された金額が、その取引の公正価値を表わすと見なされる様に、担保、保証および他の契約条件を調整したものである。
- 負債が交換取引から生じたものではない場合、すなわち価額それ自体が存在せず、それゆえ固有の信用リスクの価額が存在しない取引、例えば除去債務の場合、負債の現在価値を測定するために使用される割引率は、企業の信用リスクを含むべきではないと、われわれは考える。」(CL109. APPENDIX1. p 1)

(根拠) 不完全実証的根拠/不完全論理的根拠

上記回答の前に「CNCは、討議資料『保険契約に関する予備的見解』への回答において『負債の測定が、契約上の義務および負債が最終的には決済される(あるいは決済されると予想される)根拠を反映している場合に、財務諸表利用者は情報がより適切で信頼性があると考える。』とCNCが信じていると述べた。」(CL109. APPENDIX1. p 1) としている。しかしこの場合に、財務諸表利用者が適切で信頼性があると考えることについて、根拠となる資料を示していない。そのため不完全実証的根拠といえる。

また続けて「そのため上記の質問に答えるとすれば、」(CL109. APPENDIX1. p 1) とし上記回答を示している。しかし回答で示した場合が、「『負債の測定が、契約上の義務および負債が最終的には決済される(あるいは決済されると予想される)根拠を反映している

場合』(CL109. APPENDIX1. p1) に該当する根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

質問2に対する回答

「質問1に対する回答で示した区分にかかわらず、当初認識後の期末および公正価値測定は、負債に固有の信用リスクの価額を取入れるべきではないとCNCは考える。すなわちそれは自身の信用リスクの変動は、損益で認識されるべきではないということであり、言い方を変えれば、当初認識時に信用リスクが取り入れられた負債については、信用リスクは償還期間にわたって固定されるということである。」(CL109. APPENDIX1. p2)

(根拠1)

「当初認識後の負債測定において信用リスクを含むことは、企業が負債を満額で決済することが予想されるという、継続企業の仮定と基本的に矛盾するであろうとCNCは考える。満額で負債を支払うことができないか、支払うことを逃れるリスクを考慮することは、会社にとって適切ではないとわれわれは考える。」(CL109. APPENDIX1. p2)

(分類) 不完全論理的根拠

企業が負債を満額で決済しないことと継続企業の仮定とは、必ずしも矛盾しない。例えば債権の買戻しにおいて、満額ではなくても決済することがある。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠2)

「また当初認識後において信用リスクの価額を取入れることは、信用状態が悪化したときに、利得を記録することにつながるとCNCは考える。またこれは以下のように考える。

- 利得を記録することは通常の場合、企業の財務状態の改善を示すように、直観に反する。
- 債務不履行になりつつある企業の財務諸表が、企業が履行可能でより収益性が高い企業のように表示するように誤誘導をする。
- 意思決定に有用な情報を提供しない。それは企業の債務により生じる将来のキャッシュ・フローおよびその時期と不確実性の分析において、ほとんどの場合その利得を除去す

る利用者により裏付けられる。」(CL109. APPENDIX1. p2)

(分類) 不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

拙稿 (安井2012b. p24) および上記 CL47 の質問2 に対する回答で示したように、論理的には逆は必ずしも成立しない。すなわち利得を記録することが企業の財政状態の改善をもたらし、信用状態の改善をもたらすという関係があったとしても、逆に信用リスクの改善が利得をもたらす関係は必ずしも成立しない。また信用状態の悪化が利益をもたらすことを否定できない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

また誤誘導をするという事実、意思決定に有用な情報を提供しない事実、分析において利用者が利得を除去する事実について、根拠となる資料を示していない。そのため不完全実証的根拠といえる。

(根拠3)

「特に、信用リスクの変動を取入れることは、企業の負債に生じた利得を認識することによって、資産に生じた損失を不当に相殺する結果となる。キャッシュ・フローの識別に基づく資産の損失と、その企業により発行された商品に対する市場の不利なリスク態度に基づく負債の利益には関連性はないため、年度間の期間帰属問題を引き起こし、事実上、損失を繰延べる結果となる。」(CL109. APPENDIX1. p2)

(根拠) 不完全実証的根拠

資産の損失と負債の利得に関連性がないという事実について、その根拠となる資料を示していない。そのため不完全実証的根拠といえる。

(根拠4)

「公正価値または現在価値による負債の会計上の取り扱いと、資産の会計上の取り扱いを一致させることについて CNC は反対する。ほとんど場合、売却可能な資産について企業は裁量権を持つ。企業は程度の差はあれ、資産をいつでも売却できる。(またそのために資産を売却可能額、換言すれば公正価値で認識することが適切である)。一方で負債については以下の理由で該当しない。

- 負債を移転することを可能とするために、企業は通常、許諾を求める必要があるであろう。
- 負債を決済または移転するために、企業は資金を調達する必要があるであろう。その

資金調達において貸し手から求められる条件は、企業の信用状態に直接的あるいは間接的に関連するであろう。企業の信用状態が悪化した場合、新しい借入をするためにより多く支払う必要がある。そのため自身の信用リスクの変動による負債の公正価値の変動は、新しい借入の条件の反対方向の変動によって自動的に相殺される。」

(CL109. APPENDIX1. pp 2-3)

(分類) 不完全実証的根拠

負債を移転するために許諾が必要であるという事実、決済または移転するために資金調達が必要であるという事実に関する資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 5)

「さらに企業が債務を買い戻した場合、買い戻しのために必要な資金調達からの追加費用を増加させる。特に公正価値オプションを選択した公正価値で計上される負債を借り換えることによって、財務諸表を事実上、操作できるかもしれない。例えばより費用がかかり、発生主義ではより長い期間にわたって計上される新しい契約をむすぶかもしれない。」(CL109. APPENDIX1. p 3)

(分類) 不完全実証的根拠

債務を買い戻した場合に、資金調達が必ず必要になるという事実について、資料が示されていない。また財務諸表の操作を行う可能性を指摘しているが、その現象が実際に発生するか否かの検証していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

・ CL111 カナダ会計基準審議会スタッフ

質問 1 に対する回答

回答を一つに集約し結論として示したのではなく、両論併記の形をとっている。

「一部の人々は、負債を当初認識したときに、その測定において負債に固有の信用リスクの価額を、常に取り入れるべきであると考えている。別の人々は、負債を当初認識したときに、その測定において負債に固有の信用リスクの価額を、時として取り入れるべきであると考えている。」(CL111. p 4)

(根拠1)

自身の信用リスクを常に取り入れる根拠として、以下のように述べている。

「負債を当初認識したときに、その測定において負債に固有の信用リスクの価額を、常に取り入れるべきであると考えている人々は、そのような測定による実務上のほとんどの困難は克服可能であり、金融であろうと非金融であろうと、同じ企業によって発行された負債に対する一貫した会計を導くとも考える。これらの人々は、企業の自身の信用リスクの測定に関して重要な不確実性があるために、信頼性のある表示を作成することができず、代替的な方法が求められるような状況が、存在するかもしれないということは認めている。しかし取引価額は、往々にして当初認識時に利用可能であるため、当初認識後には当初認識時よりも、よりあてはまるであろう。」(CL111. p4)

(分類) 不完全論理的根拠

実務上の困難がすべての困難が克服可能であるとはしていないが、困難が克服できない場合について述べていない。また代替的な方法について認めているが、その場合には自身の信用リスクを取り入れることにはならず、常に取り入れることとは矛盾する。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠2)

自身の信用リスクを時として取り入れる根拠として、以下のように述べている。

「別の人々は、継続企業をやめることを除いて、企業は経済便益の流出を回避する実際の能力を、持たないかもしれないと考えている(以下の質問2でのより詳細な議論を参照のこと)。経済的便益の流出を回避する能力を、あたかも企業が持つように財務諸表が描写することは、財務諸表利用者を混乱させるとその人々は考える。そのため経済的便益の流出を回避する実際の能力を企業が持たない場合、信用リスクの価額を当初認識時の測定から完全に除外すべきであると、これらの人々は主張する。」(CL111. p4)

(分類) 不完全論理的根拠

経済的便益の流出を回避する能力を持たない企業について述べている。しかし経済的便益の流出を回避する能力を持つ企業については述べていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

質問2に対する回答

質問1と同様に回答を一つに集約し結論として示したのではなく、両論併記の形をとっている。

「一部の人々は、当初認識後の時価測定では、常に負債に固有の信用リスクを取り入れるべきであると考えている。別の人々は、当初認識後の時価測定では、時として負債に固有の信用リスクを取り入れるべきであると考えている。」(CL111. p5)

自身の信用リスクを常に取り入れる根拠として、以下のように述べている。

(根拠1)

「当初認識後の時価測定において常に負債に固有の信用リスクを取り入れるべきであると考えている人々は、信用リスクの変動に関連した財の移転を、資本市場が認識しているという証拠が存在すると主張する¹⁾。」(CL111. p5) とし、注記で「1たとえば Mary E. Barth, Leslie D. Hodder and Stephen R. Stubben の『負債および自身の信用リスクのための公正価値会計』, The Accounting Review, Vol. 8, No. 3, 2008, pp. 629-664。を参照のこと。しかしこの論文は一般的な株主の水準における財の移転について検証しており、IASBのフレームワークにおいて、財務諸表の第一義的な利用者として特定されている債権者または優先株保有者に対する情報内容に関しては、必ずしも証拠を提示していないことを、われわれは指摘する。」(CL111. p5) としている。

(分類) 定量的実証的根拠

ここでは参照されている論文は、持分の価値と負債の信用リスクの変動との関係をもとに財の移転を実証的に示したものであり、定量的実証的根拠であるといえる。なお拙稿(安井2014b. p68)で示したように実証的根拠には、それが定量的実証的根拠であっても限界があり、普遍的な証拠を提示していない。上記の注記部分ではその限界をここでは示しているといえる。

(根拠2)

「これらの人々は、当初認識時に信用リスクを含んだ場合に、当初認識時との一貫性が、当初認識後において信用リスクの価額を含むことを援助すると考える。」(CL111. p5)

(分類) 不完全論理的根拠

当初認識時と当初認識後との一貫性が必要な理由が示されていない。またフレームワー

クおよび他の IFRS から導くことができない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠 3)

「これらの人々は、良好な信用リスクであったときに債務を発行した企業が、信用リスクが悪化したときに、信用リスクが悪化した後まで債務の発行を待った企業よりも良い状態になると主張する。逆のことが、信用リスクが高いときに債務を発行した企業に当てはまる。すなわちより低い信用リスクの時に同じ債務を発行した企業よりも状態が悪くなる。」(CL111. p 5)

(分類) 不完全論理的根拠

信用リスクがより悪くなったときに利益が生じ、逆に信用リスクがより良くなったときに損失が生じることが望ましくないとの考え方が根拠になっている。これは「直観に反する」と同様の根拠であると考えられる。しかし拙稿(安井2012b. p 24)で示したように、逆は必ずしも真ではないことから不完全論理的根拠であるといえる。

自身の信用リスクを時として入れる根拠として、以下のように述べている。

(根拠 4)

「別の人々はこのような方法は困難を伴うと考える。これらの人々は企業の信用リスクは、測定されるべき債務の一部ではないと考え、また継続企業であることをやめる場合を除いて、将来のキャッシュ・アウト・フローを負う企業の債務は、自己の信用リスクによって影響しないと考える。その人々は例えば、信用リスクの異なる2つの企業の同一のキャッシュ・アウト・フローに対する義務は、同じ金額で測定されるべきである。なぜならば、継続企業であることを満たさない場合(異なる会計公準が適用される場合)を除いて、それぞれの場合、企業はそれらのキャッシュ・アウト・フローを満たす義務があるからである。」(CL111. p 5)

(分類) 不完全論理的根拠

ここでは信用リスクを取り入れない場合については論じている。すなわち信用リスクが義務に影響しない場合に、信用リスクが異なっても同じ金額で測定すべきであるという点では論理的である。しかし自身の信用リスクを取り入れる場合について論じていない。ま

たこの部分以降においても論じていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠 5)

「またこれらの人々は、認識されていないか公正価値で測定されていない資産と、企業の信用状態を考慮した負債測定との間の、会計上の不一致の結果として生じる困難さを憂慮する。」(CL111. p 5)

(分類) 不完全実証的根拠

会計上の不一致が生じることについて具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 6)

「同様に特定の状況下における自身の信用リスクの変動を、忠実に表示する能力についても憂慮する。」(CL111. p 5)

(分類) 不完全実証的根拠

ここで特定の状況がどのような状況下を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

上記に続けて「会計上の不一致に関しては、われわれは「どうしても上手くいかない」状態にあると考える。また当分の間、混合／不完全認識会計モデルを維持するであろうと認識しているが、この問題を完全に解決するであろう解決策はわからない。」(CL111. p 6)としている。また続けて自身の信用リスクを含める根拠と含めない根拠について論じている。

(根拠 7)

「負債測定において、信用リスクの価額を含むことによって直観に反する結果となるという懸念の大部分も、会計上の不一致問題から生じる。信用リスクの価額を含むことの財務諸表への影響は、概念的には説明できるとわれわれは考えるものの、財務諸表利用者の大部分に対して、明確にその影響を説明することは大変困難であることを、われわれは認識している。」(CL111. p 6)

(根拠) 不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

直観に反する結果が会計上の不一致問題から生じる点について、その根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。また財務諸表利用者に対して説明することが、困難であることを示す資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 8)

「負債測定に信用リスクを含めるべきであると主張する人々は、教育によってこの問題を克服できると考えている。信用リスクを除外すべきであると主張する人々は、この根拠はそれらの人々の結論を支持すると考える。」(CL111. p6)

(分類) 不完全実証的根拠

直観に反する結果については、論理的に妥当性がないということはすでに検証した。確かに教育によって克服できる可能性はある。しかしここでは教育によって克服できることを示す資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 9)

「大部分の人々は、例えば公開市場で債務を買い戻すことによって、負債から生じる経済的便益の流出を避けることができる能力を企業が保有する場合、実現は重要な事象ではないと考える。しかしたとえ上場された負債であっても、現金で実現したときのみ、少数の会社が信用状態の下落からの利得を認識するであろう。実現が重要な事象ではないと考える人々は、一部の負債は移転することができないか、内在する経済的便益の流出を実際には回避できないと考える。これらの状況において、信用リスクを除外することを主張する人々は、信用リスクの価額は当初認識後の測定において含まれるべきではないと考える。」(CL111. p6)

(分類) 不完全実証的根拠

当初認識後の測定において、自身の信用リスクの変動を含まないことの根拠を示していると解される。しかし信用リスクの下落から、利得を認識する会社が少数であることを示す資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠10)

「またこれらの人々は、財務諸表の利用者は将来のキャッシュ・フローを予測する能力を求める。多くの異なる条件が適用される時に、継続企業であることを止める場合を除いて、経済的便益の流出を回避する実際の能力を、企業は持たないかもしれない。そのような状況において、企業の財政状態があたかも経済的便益の流出を回避する能力を持つように表示することは、財務諸表利用者を混乱させると、これらの人々は考える。」(CL111. p 6)

(分類) 不完全実証的根拠

上記の(根拠9)に続く文であり、ここでも当初認識後の測定において、自身の信用リスクの変動を含まないことの根拠を示していると解される。しかし異なる条件が適用される時に、企業が経済的便益の流出を回避する実際の能力がないことを示す資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠11)

「IASB スタッフ・ペーパーに述べられた根拠に加えて、実際上の追加的な問題があるかもしれないとわれわれは考える。時として、財務諸表上に信用状態の変動の影響を、信頼性をもって表示することは、たいへん困難である。企業が、負債のなかで信用状態の影響を、信頼性をもって表示することが、どのような場合に可能であるかについては意見に幅が存在する。信用状態の影響を取り入れることが可能である状況は、極めて限られると一部の人は考える。おそらくそれは必要な情報が公開され利用できる公開債務市場で上場されている負債に限られる。極めてまれな状況を除いて情報は利用可能であると、別の人は考える。公開債務市場外では、企業自身の信用リスクの調整は、それ自身に関する機密情報を提供する結果となると一部の人は懸念する。」(CL111. p 7)

(分類) 不完全実証的根拠

自身の信用リスクの変動を測定することが、どの程度可能であるかについて論じたものである。複数の見解を論じているが、いずれもその根拠を示す具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

CL115 オランダ会計基準審議会

質問 1 および質問 2 に対して個別に回答しておらず、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の回答 (CL118) に見解を述べる形の回答となっている。

「われわれは、EFRAG の詳細なコメントレターに示された見解を評価した。

われわれの分析では、一つの観点においてのみ、EFRAG のコメントレターに示された見解とは異なる見解を、われわれは持つと考える。これは自身の信用リスクの論点に関連している。われわれの見解では、損益における自身の信用リスクの影響は、負債に対する公正価値会計を規定した会計基準の潜在的な結果である。概念的に適切であろう他の方法は、われわれはわからない。

この論点に関する長期かつ困難な議論を、われわれは認識している。自身の信用リスクの変動の結果として損益を認識することに対する実務的な反対について、われわれは理解できる。しかし (以下略)」 (CL115. p 1)

続けて以下の**質問 2 に対する回答**で示した自身の信用リスクの変動を含むことに賛成する根拠を列挙している。そのためオランダ会計基準審議会は、質問 2 に対する回答としては、以下で示す引当金を除いて、当初認識後において自身の信用リスクを含めることに賛成するものと解される。また非金融負債、特に引当金については以下のように述べている。

「非金融負債の場合、自身の信用リスクの問題が、どの程度の実態を持つのかをわれわれは観察していない。たとえば、引当金との関係において、債務を決済するために必要な費用の最善の見積は、信用リスクは含まないように思える。企業の信用リスクに基づいて金額を調整することを受け入れる第三者は、存在しないであろうことから、企業の信用状態の悪化によって債務は通常は変動しない。」 (CL115. p 2)

質問 1 に対する回答

上記のように欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の回答と異なる点の一つの観点のみとし、それが当初認識後に関すること、および当初認識時については見解を述べていないことから、質問 1 については欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の回答 (CL118) に同意するものと解される。ここでは CL118 の質問 1 の部分を示す。

「EFRAG の見解の要約

- ・負債の当初認識を引き起こす取引に、自身の信用リスクの価額が織り込まれている場合、そのリスクは負債の当初測定に含まれるべきであるということに、EFRAG は賛成する。その他の場合、自身の信用リスクは、負債の当初測定に含まれるべきではない。」(CL118. pp 5-6)

「25 このような理由により、われわれは以下のように考える。

- (a) 現金受取と交換に引受けた債務の場合のように、取引の中に信用リスクの固有の価額がある場合、負債の当初認識には信用リスクの価額を含むべきである。これは、負債は現金受取額と等しい額で測定されるであろうことを意味する。
- (b) 負債の中に固有に信用リスクの価額が存在しない場合、現在価値まで負債を減額するために利用される割引率は、自身の信用リスクの要因を含むべきではない。」(CL118. p 6. par 25)

(根拠 1)

「23 すべての場合において当初認識時に自身の信用リスクの影響を含めることが、一貫性と比較可能性を高めるという根拠を、われわれは認識し理解しているが、これについて議論した利用者の大部分は、その一貫性と比較可能性に価値を見出していないと述べている。これはたいへん重要な教訓である。というのは会計における改正が適切であるか否かの究極的な判断基準は、新しい方法が利用者により有用な情報を提供するか否かであるからである。」(CL118. p 6. par 23)

(分類) 不完全実証的根拠

利用者の見解について具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 2)

「24 さらに取引条件に実際に織り込まれていない場合に、自身の信用リスクの影響の見積を含むことは困難であるとわれわれは考える。同様に自身の信用リスクの影響を含む取引価額からこれを除外することは、かならずしも単純とは限らない。これらの場合に関連する費用は、結果が改善となると利用者が考える場合にのみ正当化されるであろう。それはすでに述べたように、そうではないように思われる。」(CL118. p 6. par 24)

(分類) 不完全実証的根拠

取引条件に織り込まれていない自身の信用リスクの影響の見積を含むこと、自身の信用リスクの影響を含む取引価額からこれを除外することにより、結果が改善となると利用者が考えずに、関連する費用が正当化されないことについて、具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

質問2に対する回答

上記のように質問2に対する回答を明示する形ではなく、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の回答と異なる点を述べ以下の根拠を示している。

(根拠1)

「・影響は実態のある経済的な結果である。一部の取引では自身の信用リスクは実際に実現し、キャッシュ・フローに影響している。」(CL115. p1)

(分類) 不完全実証的根拠

実態のある経済的な結果であることを示す具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠2)

「・金融商品または他の負債の当初計上時の自身の信用リスクの凍結は、現状において認識されている問題の解決策となりうる。しかし概念的には適切ではないと、われわれは考える。」(CL115. p1)

(分類) 不完全論理的根拠

当初計上時の自身の信用リスクの凍結が、概念的に適切ではない根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠3)

「・これらの影響を削除する場合の、会計上の複雑さは著しい。」(CL115. p2)

(分類) 不完全実証的根拠

会計上の複雑さが著しいことを示す具体的な資料を示していない。そのため不完全実証

的根拠であるといえる。

(根拠 4)

「・多くの場合、凍結のための会計は重要な経営者の判断を招くとわれわれは考える。」

(CL115. p 2)

(分類) 不完全実証的根拠

経営者の判断を招く場合について、具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 5)

「・上場債務あるいは頻繁に取引がなされる負債の場合、さらに複雑になると、われわれは予想する。観察可能な市場または取引データと測定額が異なる場合、財務諸表利用者を混乱させるであろう。」(CL115. p 2)

(分類) 不完全実証的根拠

上場債務で複雑になる事実、財務諸表利用者を混乱させる事実について、具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

CL116 スウェーデン財務報告審議会

質問 1 および質問 2 に対する回答

金融負債のみを対象として以下の回答を示している。

「われわれの見解は以下のとおりである。

- 負債については、原価が通常は適切な測定であるとわれわれは考える。企業が契約上の負債を履行する場合、原価が実際に発生するであろう金融資産の流出を表すというのが、その理由である。
- 一つの負債を伴う事業の意図が、自己が発行した負債商品の活発な売買である場合、信用リスク要素の時価は使用されるべきである。それらの負債について実現すると予想されるかもしれない実際のキャッシュ・フローを、時価が表しているというのが、その理由である。これは企業が売買目的の負債を有する場合に生じる。

負債のために受取る対価および資産のために支払う対価は、通常の場合、当初認識に利用されるべきである。それはこの金額が、二者間で移転される実際の価値を描写するにあたり優れているためである。これは信用リスクが当初認識時に含まれるべきであることを示している。

当初認識時に信用リスク要素が最初に含まれていたため、この信用リスク要素は、当初認識後の測定においても含まれる必要がある。従前のコメントレーターで述べたように、当初認識後の測定は企業の事業の意図によるとわれわれは考える。目的は、過去の業績を評価する財務諸表利用者を援助するにあたり、最も高い質を持つ測定モデルを常に使用することと、将来の業績を予想することを援助することであるべきである。」(CL116. p1)

質問1および質問2に対する回答を区分していない。要約すれば質問1に対する回答としては「(a) 常に取り入れる」であると解される。また質問2に対する回答としては「(b) 時として取り入れる」であり、売買目的以外の場合に自身の信用リスクの影響を除外すると解される。なお以下の根拠では、前後関係を明らかにするため回答部分も含めて示している。

(根拠1)

「負債については、原価が通常は適切な測定であるとわれわれは考える。企業が契約上の負債を履行する場合、原価が実際に発生するであろう金融資産の流出を表すというのが、その理由である。」(CL116. p1)

(分類) 不完全実証的根拠

「原価が実際に発生するであろう金融資産の流出を表す」(CL116. p1) という事実に対して具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠2)

「一つの負債を伴う事業の意図が、自己が発行した負債商品の活発な売買である場合、信用リスク要素の時価は使用されるべきである。それらの負債について実現すると予想されるかもしれない実際のキャッシュ・フローを、時価が表しているというのが、その理由である。これは企業が売買目的の負債を有する場合に生じる。」(CL116. p1)

(分類) 不完全実証的根拠

「実現すると予想されるかもしれない実際のキャッシュ・フローを、時価が表している」(CL116. p 1) という事実に対して、具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 3)

「負債のために受取る対価および資産のために支払う対価は、通常の場合、当初認識に利用されるべきである。それはこの金額が、2者間で移転される実際の価値を描写するに当たり優れているためである。これは信用リスクが当初認識時に含まれるべきであることを示している。」(CL116. p 1)

(分類) 不完全実証的根拠

対価が実際の価値を描写するに当たり優れているという事実について、具体的な資料を示していない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

(根拠 4)

「当初認識時に信用リスク要素が最初から含まれていたため、この信用リスク要素は、当初認識後の測定においても含まれる必要がある。」(CL116. p 1)

(分類) 不完全論理的根拠

当初認識時に含まれている信用リスク要素を、当初認識後にも含まれている必要がある根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

(根拠 5)

「目的は過去の業績を評価する財務諸表利用者を援助するに当たり、最も高い質を持つ測定モデルを常に使用することと、将来の業績を予想することを援助することであるべきである。」(CL116. p 1)

(分類) 不完全論理的根拠

ここで示されている目的についての根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

4 おわりに

4.1 検討結果

本論文は、討議資料(2009)の各国の会計基準設定組織から寄せられた回答の内容について分類を行った。分類の結果は(表3-1)に示したとおりである。

またその根拠について定性的な分析を行った。結果として論理的根拠はすべて不完全論理的根拠のみであった。一方で実証的根拠はカナダ会計基準審議会スタッフ(CL111)に示された一例のみであった。ただしこの回答では結論を示さずに、両論併記の形をとっている。また一つの主張の根拠であるが、具体的な資料を示したのではなく、The Accounting Reviewに掲載された論文を引用の形で示している。しかし引用された論文は、検討対象とした基礎資料の範囲、検討方法を明示したものであり、不完全実証的根拠とはその点で異なるものである。このように具体的な資料が示されてはじめてその根拠を検証することが可能となる。また「負債の信用リスクの変動に起因する公正価値変動による利益は実現しない。」といった普遍性を持つと解されるような表現も検証が不可能である。それはすべての場合を検証することが不可能であるからである。また該当しない例を一つでも挙げることができれば反証可能となる。拙稿(安井2014b, p.68)でも示したように、もともと実証的根拠には普遍性が存在しないのでこのような表現は不適切であるといえる。

4.2 今後の検討課題

筆者は拙稿(安井2012a)において、国際会計基準審議会公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」に寄せられたコメントレーター分析を行った。そこでは回答内容が分散していた。そこから「普遍的な根拠が存在しない」(安井2012a, p.97)という仮説を提示した。この仮説を検証するために拙稿(安井2012b)、(安井2013)および本稿において定性的な分析を試みた。結果として普遍的論理的根拠は拙稿(安井2012b)の分析において2点存在したのみであった。そこから「普遍的な根拠は存在するが限られている。それ以外は不完全論理的根拠であり普遍的な根拠ではない。」という仮説を提示することができる。しかし「回答内容が分散する」と「普遍的な根拠が限られている」ことの因果関係を検証していない。「回答内容の分散」と「普遍的な根拠」の因果関係については今後の課題としたい。

また定性的な分析の結果として定量的実証的根拠は、本稿において1点が見られたのみであった。現状では不完全論理的根拠および不完全実証的根拠に基づいてIFRSの設定および改訂に関する議論が行われているといえる。この点についてすでに拙稿(安井2012b,

pp 36-37) で指摘している。しかし普遍的論理的根拠および定量的実証的根拠に基づく設定および改訂により、どのように改善されるのかについては検証を行っていない。この点についても今後の検討課題としたい。

注

- 1) 引用した各回答の中で単に「スタッフ・ペーパー」とされているものもあるが、この場合も前後の文脈からスタッフ・ペーパー (2009) を指すものと解される。
- 2) IASB ウェブサイト, 討議資料「負債測定における信用リスク」コメントレターページから入手したものである。
<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Credit-Risk-in-Liability-Measurement/DP-Jun-09/Comment-Letters/Pages/Comment-letters.aspx>
(2013年1月3日～1月4日ダウンロード)
- 3) 日本の企業会計基準委員会は英文名をそのまま訳せば、「日本企業会計基準委員会」となるが、日本語名称として示されている「企業会計基準委員会」を日本語訳として示し、国名を括弧で付した。

参考文献

- IASB 2009a. Discussion Paper: Credit Risk in Liability Measurement
—— 2009b. Staff Paper: Credit Risk in Liability Measurement
—— 2010. Exposure Draft: Fair Value Option for Financial Liabilities
Mary E. Barth, Leslie D. Hodder and Stephen R. Stubben 2008. “Fair Value Accounting for Liabilities and Own Credit Risk” *The Accounting Review*. vol 8(3). pp. 629-664.
Robert C Merton 1974. “On the Pricing of Corporate Debt: The Risk Structure of Interest Rates”. *Journal of Finance*. vol 29(2). pp. 449-470.
安井一浩 2012a 「国際会計基準審議会公開草案『金融負債に関する公正価値オプション』に寄せられたコメントレター分析」『神戸学院大学経営学論集』 Vol. 8 No 1・2: pp 75-98
——— 2012b 「IFRSの金融負債規定に関する一考察」『神戸学院大学経営学論集』 Vol. 9 No. 1: pp 1-39
——— 2013 「国際会計基準審議会公開草案『金融負債に関する公正価値オプション』に寄せられた各国会計基準設定組織のコメントレター分析」『神戸学院大学経営学論集』 Vol. 9 No. 2: pp 19-49
——— 2014a 「国際会計基準審議会討議資料『負債測定における信用リスク』に寄せられたコメントレター分析」『神戸学院大学経営学論集』 Vol. 10 No. 1・2: pp 75-99
——— 2014b 「金融負債規定に基づく IFRS 体系の考察」『国際会計研究学会年報』 Vol. 33: pp 59-71